

要配慮者利用施設の避難確保計画作成の状況と今後の課題

伊藤久雄（認定NPO法人まちぼっと理事）

要配慮者利用施設の避難確保計画作成の状況については、防災に関わる論考の中で何度か触れてきたが、改めて現在の作成状況と今後の課題について整理しておきたいと思う。

1. 水防法等による義務づけ

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律の各法では、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することを義務づけている。

◆ 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

◆ 要配慮者利用施設の管理者・所有者向けパンフレット

https://www.city.kumagaya.lg.jp/kurashi/bosai/bosaikeikaku/29suibou.files/01_kanrisya_panfu.pdf

2. 全国の取り組み状況等について

全国の避難確保計画作成状況（令和2年6月30日現在、9月18日更新）は、水防法に基づき市町村地域防災計画に位置づけられている。

- 要配慮者利用施設の数 : 85,924
- うち 避難確保計画を作成済み施設の数 : 46,824

◆ 都道府県別の作成状況

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/200918_keikakusakuseijyoukyou_todouhuken.pdf

◆ 市町村別の作成状況

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/200918_keikakusakuseijyoukyou_sityouson.pdf

3. 都内自治体の取り組み状況等について

都内の避難確保計画の策定状況は下表のとおりである。表の注意書きにあるように、表には掲載されない市区があるが、対象施設そのものに大きな違いがある。

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況（2020年9月18日現在）					
	対象施設	計画策定施設		対象施設	計画策定施設
千代田区	20	17	立川市	28	16
中央区	40	36	府中市	128	111
港区	20	8	調布市	80	45
新宿区	55	40	日野市	38	22
文京区	67	38	国立市	11	2
墨田区	204	133	福生市	16	8
江東区	136	136	狛江市	27	16
品川区	7	0	多摩市	16	3
目黒区	15	7	稲城市	6	6
大田区	81	76	羽村市	2	2
世田谷区	63	55	あきる野市	11	2
渋谷区	4	3			
中野区	95	59	※水防法等改正後、地域防災計画を修正していない自治体は、対象施設を設定していない。		
豊島区	12	2			
北区	232	165			
杉並区	236	173			
荒川区	383	168			
板橋区	231	45			
足立区	928	9			
葛飾区	403	239			
江戸川区	1025	815			

4. 今後の課題

今後の課題を何点か上げておきたいと思う。

① 対象施設すべての計画策定

計画策定は施設管理者の義務となっている。しかし自治体が策定を後押しし、すべての対象施設で計画策定を急ぎたい。

② 実効性のある避難訓練を

第一に避難訓練も義務化されているものの、自治体に報告義務はない。今後の自治体の実施状況の報告を義務づける必要がる・

第二に、現在は義務化されてはいないが、自治体も避難訓練の状況を把握しておく必要がある。自治体と施設が連携し、施設入所者の安全を守る取り組みを求めたい。

③ 水防法等の改正

今年の球磨川（熊本県球磨村）の特養施設の被災などを受けて国は、避難体制が不十分と判断した場合には地元市町村が施設管理者に助言、勧告ができれば水防法などの改正案を準備しているとされる（2020年11月3日、東京新聞）。

記事では「避難体制」とあるので、その内容は現段階では不明だが、避難訓練の報告義務化も要望したい。いずれにしても実効性が課題なのだ。

④ 施設周辺の協力体制の構築

③で触れた水防法等の改正の内容は不明だが、施設職員だけでは避難が困難な施設も存在すると思われる。そのような施設は周辺の自治会や市民団体に協力を求め、避難体制を万全にする必要がある。自治体の助言、協力も欠かせない。

▽ ▽ ▽

今年7月の台風10号では熊本県に大きな被害が発生した。またコロナ禍が止まらず、避難所などの課題が指摘されている。大災害への備えは、これまでの体制を検証しながら、不十分なところを日々修正していくことが必要である。